



Title	刑事法によるコンプライアンス・プログラムの促進 — 中国・アメリカの比較法的研究 —
Author(s)	朱, 一帆
Citation	大阪大学, 2026, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/105556
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 （ 朱 一帆 ）	
論文題名	刑事法によるコンプライアンス・プログラムの促進 ——中国・アメリカの比較法的研究——
論文内容の要旨 本論文は、刑事法によって法人内部にコンプライアンス・プログラムの構築・運用を促進する制度設計のあり方を、中国およびアメリカの比較法的検討を通じて考察することを目的とする。 第1章では、中国における単位犯罪制度および近時の企業コンプライアンス改革の展開を整理し、従来の法人処罰のみでは単位犯罪対策として不十分であるとの問題意識の下で、検察実務主導により導入された手続上のインセンティブの運用実態とその限界を検討する。その上で、コンプライアンスを理由とする不起訴について、手続法の観点からの改革案がなお不十分であることを踏まえ、実体法の観点から、事前のコンプライアンスに関する法人処罰モデルの改革案と、事後のコンプライアンスを反映させる処罰阻却・執行猶予・累犯規定に関する改革案を分析し、これらの提案において理論的基礎づけや限界設定がなお十分に解明されていないことを指摘する。 第2章では、アメリカにおける組織体量刑ガイドライン（OSG）および訴追延期合意・不起訴合意（DPA／NPA）を中心に、刑事法によるコンプライアンス・プログラム促進制度の生成と展開を跡づけ、その基本構造を明らかにする。その上で、OSGがコンプライアンスの実施状況を量刑軽減および保護観察条件に反映させる仕組みとともに、代位責任モデルが法人内部の抑止インセンティブを歪める構造的欠陥を有すること、さらにDPA／NPAに依拠した訴追裁量の運用が、非公式制裁の肥大化や透明性の欠如、法人と個人の責任追及の不均衡といった問題を惹起していることを検討する。 第3章では、以上の比較検討を踏まえ、刑事法によるコンプライアンス・プログラム促進制度の構築に向けた理論的枠組みを提示する。その上で、第一に、コンプライアンスを通じた法人不正の抑止を実現するためには、責任主義を基本としつつ、とりわけ上級経営層の意思決定に着目する同一視理論を主軸とし、組織構造・内部統制の欠陥に着目する組織モデルによってこれを補完する「広範かつ厳格」な法人処罰構造を確保する必要があることを示す。第二に、制度の目標を形式的なプログラム導入ではなく「効果的」なコンプライアンスの継続的実効性の確保に置き、その評価基準とインセンティブ設計（量刑・訴追裁量など）を中核に据えるべきことを明らかにする。第三に、量刑・執行猶予・再犯抑止の各段階におけるコンプライアンスの位置づけと、これを担保する評価・監督体制を整備することにより、組織変革を促す事後的促進メカニズムの構築の方向性を提示する。第四に、訴追猶予型手続をインセンティブとして用いる際には、法人と自然人に基本的に同一の起訴基準を維持すること、実質的な内部統制の改善および関与者処分と結び付かない限り安易な寛大処分を認めないこと、独立監督人選任や合意条項の履行状況について透明性と事後評価の仕組みを設けて検察裁量の過度な拡大を抑制することが不可欠であると論じる。さらに、本論文で検討した諸制度・諸見解はいずれも、単に法人という主体に責任を負わせるだけでなく、上級経営層や役員といった意思決定層に対する責任追及とコンプライアンス義務の具体化を中心的な課題としている点で共通しており、法人処罰の構造、量刑・執行猶予および訴追猶予型手続のいずれにおいても、上級経営層が法人不正の発生・防止に果たすべき役割を自覚させ、その責任を具体的な義務と制裁の形で制度化することがコンプライアンス促進の鍵となることを示す。 本論文は、このように中国とアメリカの経験と課題を比較法的に分析することで、法人処罰の構造と、刑事法におけるインセンティブ設計を統合的に構想するための基礎理論と規範的視角を提示し、日本法における法人処罰の構造およびコンプライアンス・プログラムの刑事法上の位置づけを今後検討する際の一つの基礎的な視座を提供することを目指すものである。	

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (朱 一 帆)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	教授	豊田 兼彦
	副 査	教授	島岡 まな
	副 査	准教授	山中 純子
	副 査	教授 (京都大学)	品田 智史

論文審査の結果の要旨

【本論文の意義】

我々の社会はもはや企業の存在なしには成り立たない。一方で、企業が不正な行為を行うこともしばしばみられる事態であり、それを抑止する必要がある。企業による不正行為は、自然人のそれに比して甚大な被害を引き起こしかねないものであるため、その抑止の必要性は、自然人のそれに比べてより強いとすら言える。もっとも、現代社会において、国家（捜査機関）が企業の全ての不正行為を探知し根絶することは不可能であることから、企業自身に法令遵守のための取組みを導入・実施させるコンプライアンス・プログラムの重要性が叫ばれている。このようなコンプライアンス・プログラムは、諸外国では、刑事法と深く結びついている場合がある。例えば、アメリカにおいては、コンプライアンス・プログラム促進の一つのきっかけとなったのが、企業（法人）に対する刑事責任追及の場面であったこともあって、刑事司法制度の領域で、コンプライアンス・プログラム導入のためのインセンティブとなることを目的とした様々な制度設計が行われている。また、中国においては、コンプライアンス・プログラムを促進するという明確な目的のもと、検察主導による刑事司法制度の改革が、近年開始されたところである。

朱氏の博士学位申請論文「刑事法によるコンプライアンス・プログラムの促進 ——中国・アメリカの比較法的研究——」は、上記の中国法・アメリカ法におけるコンプライアンス・プログラム促進のためのインセンティブとなる刑事司法上の諸制度について紹介・検討を加え、企業による不正行為（犯罪）抑止の目標のためには、どのような刑事司法制度が望ましいのかを探求しようとするものである。

本論文の主たる考察の対象は、中国とアメリカそれぞれの法状況、および、両者の比較である。具体的には、上述したコンプライアンス・プログラム促進のための諸制度とそれにまつわる議論のほか、両国の法人処罰の制度と理論について検討している。

中国における上記刑事司法制度改革、および、それに対する中国刑事法学界の動向を日本語で本格的に紹介・分析したものは、本論文がはじめてと言ってよい。また、法人処罰制度については、既に本格的な先行研究をはじめとするいくつかの日本語文献が存在するものの、上記改革と紐づけた最新の議論も含めて紹介している点で、本論文は新規性がある。

他方、アメリカについて、アメリカの連邦・州レベルの法人処罰制度、および、コンプライアンス・プログラムと結びつく刑事司法制度上の二種類の制度、すなわち、組織体に対する連邦量刑ガイドライン（OSG）と起訴猶予合意（DPA）／不起訴合意（NPA）については、それぞれ、既に本格的に取り扱った日本語文献が存在する。もっとも、法人処罰抑止のための適切な制度設計という目的のもと、上記諸制度の時には錯綜する議論状況を整理し、実体法・手続法双方の観点から検討を加えている点は、本論文固有の内容と言いうる。

【本論文の構成と内容】本学位申請論文は、序章となる「問題の設定」、終章となる「終わりに」以外に三つの章から構成されている。

第一章「中国におけるコンプライアンス・プログラムと法人処罰」では、その第一節「はじめに」で示されるように、中国において、2020年に最高人民検察院の主導により、刑事司法制度において特定のインセンティブを導入することで、企業内にコンプライアンス・プログラムを促進させる制度が開始されたこと、そして、その制度には様々な問題があり議論が行われていることが紹介され、検討が加えられている。その前提として、まず、第二節「中国における法人処罰の立法沿革」においては、現在に至るまでの法人処罰（単位犯罪）に関する立法の展開が、日本語の先行研究をも踏まえ、簡潔ながら適切に紹介されている。続けて、第三節「中国における法人処罰の司法実践」では、中国の法人処罰に関する刑罰法規（30条、31条）が法人犯罪の成立要件についての具体的な基準を必ずしも明確に示していないことから、様々な司法解釈や裁判例などを素材として、司法実務が、単位犯罪を認めるにあたってどのような要素を考慮してきたのかを析出しようとする。その上で、第四節「法人犯罪抑止の新動向とその課題」において、上記新制度の内容が紹介されると共に、その新制度には既に問題点が指摘されていることと、その問題点に対する手続法的解決の試みが紹介される。続けて、新制度の問題点に対する解決の試みとして、法人処罰理論の修正、および、それに関連する実体法上のインセンティブ導入の提案が紹介され、各見解の問題点が指摘されている。

第二章「アメリカにおけるコンプライアンス・プログラムと法人処罰」では、コンプライアンス・プログラム促進のための制度が早くから導入され、活発な議論がなされているアメリカの法状況が紹介・検討されている。前提として、第二節「アメリカにおける法人処罰モデルの構造」において、アメリカの連邦・州レベルそれぞれの法人処罰モデルの構造について概観し、代位責任を採用する連邦だけでなく、様々な制度を採る州レベルにおいても、概して法人処罰に積極的な態度で臨んでいることが確認される。次に、第三節「コンプライアンス・プログラムを促進する法制度の沿革」では、コンプライアンス・プログラムの普及に大きな影響を与えた連邦量刑ガイドライン、および、その後に導入され、現在コンプライアンス・プログラム導入の強力なインセンティブとして機能しているDPA/NPAの両制度が紹介される。そして、第四章「制度論的考察」では、実体法的・手続法的な諸制度の統合的検討が行われ、OSGとDPA/NPAがそれぞれ問題点を有していること、にもかかわらずアメリカではDPA/NPAが定着していることを明らかにした上で、アメリカにおける法人処罰の改革提案を整理・評価する。

第三章「刑事法によるコンプライアンス・プログラム促進法制度の構築に向けて」では、二つの章における検討から、刑事法による適切なコンプライアンス促進制度の構築に向けて得られた示唆を、四つの観点に整理する。第一に、コンプライアンスを通じた法人不正の抑止を実現するためには、厳格な法人処罰が必要であるとしながらも、責任主義を基本原則に据えるべきであるとし、アメリカ法の代位責任ではなく、中国法でも議論のあった同一視理論を組織モデルによって補完する構造を採用すべきとする。第二に、コンプライアンスの導入ではなく、その継続的な実効性を制度の目標とすべきであり、それを促すための設計を中核に据える必要があるとする。その上で、第三に、量刑・執行猶予・再犯抑止の各段階においてコンプライアンスをどのように位置づけるかを検討することを挙げる一方で、第四に、法人にとっては起訴されるか否かが重要であることから、DPA/NPAといった手続上のインセンティブが（も）重視されるとする。ただし、手続上のインセンティブについては、非公式な制裁として機能していることから、慎重かつ限定的に運用されるべきであるとする。

【本論文に対する評価】

本学位申請論文は、冒頭の【本論文の意義】で示したように、中国におけるコンプライアンス促進のための刑事司法制度改革およびそれに関連する法人処罰論も含めた議論をはじめて本格的に検討したものである。また、アメリカ法においても、コンプライアンス・プログラムに関わる実体的・手続的諸制度について詳細な統合的検討を行った上で、多角的な観点から比較法分析を行っている。これに対して、日本法との比較研究については本論文では（未だ）詳細には取り扱われていない。もっとも、本論文は、アメリカ・中国の法状況および望ましい制度設計のための検討について、日本法の文脈から容易に理解・接続が可能な形で論じられている。日本法においては、コンプライアンス・プログラムの導入・促進のためのインセンティブを刑事法上の制度によって導入しよ

うとする意識は希薄ではあるが、法人処罰の領域においては、コンプライアンスに関わる議論が行われていることもあり、本論文は、日本法のための序論的研究という側面も有している。

ただし、外国法の分析・検討を内容とする第一章、第二章に比して、両者の比較検討により新たな示唆を導こうとする第三章は、質・量ともに更なる検討の余地があったと言える。また、応報主義や責任主義の観点を非常に重視し、法人処罰においてもそれらの実体的根拠が明らかにされるべきであると第一章で指摘されているものの、それに対する十分な応答が存在するとは言えないという難点もある。

しかしながら、以上の点は今後改善が見込まれる、あるいは、更なる研究の発展が期待できるものと言える。本論文は将来の研究活動の出発点としては十分な内容を含んでおり、今後、法人犯罪抑止のための研究に国際的に貢献していくことが期待される。

以上の理由により、本論文は、課程博士に相応しい内容を備えており、よって、申請者である朱一帆氏に博士の学位を授与することができるものと審査員は全員一致で判断する。